

びゅ〜む通信

最低賃金、対象となる賃金は？

～ 歩合や手当を含めて安心していませんか？ ～

👉 最低賃金の対象となるのは、毎月支払われる基本的な賃金です。
残業代や賞与などは対象外です。

手当が多い月と少ない月では受け取る金額が異なる賃金。どこまでが最低賃金の計算の範囲でしょうか？
美容業界は「基本給＋歩合」「技術手当」「固定残業代」等、様々な形で給料を決めているサロンが多いですね。
しかし、最低賃金の計算の対象となる賃金・手当を正しく区別しないと、法律上の違反になることもあります。

✓ チェックしてみましょう！

- ☐ 基本給のほかに歩合給や手当を支給している
- ☐ 家族手当、通勤手当、住宅手当を含めて計算している
- ☐ 技術手当や資格手当を含めて計算している
- ☐ スタイリストとアシスタントで勤務時間が異なる
- ☐ 月給制だけど時給換算をしたことがない



■ 最低賃金の対象とならない賃金

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- (5) 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

■ 最低賃金に含まれる手当 / 含まれない手当

含まれる手当	含まれない手当
技術手当・役職手当・資格手当・歩合給	家族手当・通勤手当・住宅手当・皆勤手当

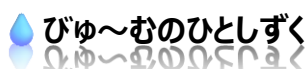
※注意 手当の名称ではなく実態で判断が必要です。詳しくは社労士に確認しましょう。

■ 埼玉県の最低賃金（2025 年 1 月 1 日～）

最低賃金：1,141 円 / 時間

例：月給 190,000 円 ÷ 170 時間 = 1,117 円 → 最低賃金を下回ります！

スタッフが安心して働ける職場づくりのために、11 月を前に最終確認を。



賃金算定期間の途中で発効日がある場合であっても、発効日以降は改定後の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

▶次号は、スタッフを守る「カスハラ」対策について。